

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十一年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項目	概要		
県民健康福祉村	【指摘21】 予約台帳の管理について	当該施設では、当日分の予約台帳を紙に印刷し、予約の空いている場合に当日利用のために使用している。使用後翌日には、予約台帳をシュレッダーにより廃棄している。当日利用については、この管理方法であるとその使用状況がデータとして保存されないことになる。数年間の一定期間は使用された予約台帳を保管すべきである。	今回の監査の指摘を受け、県は、適切な取扱いをするように指導した。公園緑地協会（指定管理者）は、平成21年10月以降、紙に印刷した当日分の予約台帳を、シュレッダーによる廃棄をせずファイル保管をする。保存期間については、個人情報流出防止の観点から1ヶ月間の保管の後、随時破棄とした。 また、当日利用の利用者も施設予約システムに利用者登録を行うため、利用項目、利用者、利用時間及び利用料金等の使用状況データが5年間電子データとして保存される。	健康づくり支援課
県民健康福祉村	【指摘22】 複数年契約の理由を明確に	複数年契約とする目的が決裁書を見る限り具体性に欠け明確でない。年度ごとに契約する場合に比べ、有利な条件で契約を締結できる理由や施設管理に習熟度、例えば単年度ごとに新たに業者を選定する場合と比べてどのような点が異なるのかなど、具体的な理由を示すべきであると考えられる。	公園緑地協会（指定管理者）は、契約事務量の軽減及び経費の削減を目的に複数年契約を導入している。今回の監査の指摘を受け、県は、具体的な理由を詳細に示すよう指導した。平成23年度更新の4件の複数年契約については、詳細な理由書が添付され、改善されている。	健康づくり支援課
県民健康福祉村	【指摘24】 随意契約にする理由を明確に	随意契約を結んでいるものは、ほとんどが100万円以下のものだが、見積もり合わせをしていないものは、決裁書に随意にする理由を明らかにすべきである。	公園緑地協会（指定管理者）は、協会財務規程に即して二人以上の相手方から見積書を徴収しているが、特定の業務による1者随契は理由書を添付していた。今回の監査の指摘を受け、県は、業務内容を詳細に記入し、1者随契であることを客観的に判断できる理由書を付けるように指導した。現在、詳細な理由書が添付され、改善されている。	健康づくり支援課

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県民健康福祉 村	【指摘25】 個人情報の保護の体制を整えること	各個人の施設利用状況はパソコンにより管理され、各個人の最終利用日のデータが分かるようになっている。例えば、最終利用日から1年を経過したら、個人情報を削除するなどの対応をしなければ不要な個人情報を持つことになり、データ流出などの危険性も高まる。個人情報の管理の方針につき、ガイドライン等を作成し、それに沿った個人情報の保護を行っていく体制を整えることが望ましいと考える。	公園緑地協会（指定管理者）では、プライバシーマーク制度（JISQ15001:2006に準拠）に則った、「個人情報保護マネジメントシステム（PMS）」を運用しており、PDCAを繰り返しながら、継続的な品質向上を図っている。 施設利用状況管理システムについては、平成23年5月に再編成し、併せて個人情報の保管期限を定めて対応した。	健康づくり 支援課
県民健康福祉 村	【指摘26】 現金の管理を改善すること	1. 7,420円は現金扱いしているが、現金そのものではなく、立替金であり、当該勘定で処理すべきである。 2. 収入処理に関しては、管理資料は存在するが、帳簿上銀行入金されるまで簿外現金処理となっており、改めるべきである。 3. 所長が出納担当者を兼務しているが、管理のあり方として他の者が現金をカウントし、定期的な検証のため所長が実査するように改めるべきである。 4. 年度末では、券売機から引き上げた現金を現金収入として処理しているが、平成21年度3月末に151,750円あるが、現金実査した資料がない。裏付け資料の整備を図るべきである。	今回の監査結果を受け、県は指導し、現在は以下のように改善されている。 1. 22年度から立替金として当該勘定で処理をしている。 2. 平成22年4月から現金出納簿を作成し、日々の現金について確認している。 3. 平成22年度から所長以外の職員として、主幹を出納員と定めた。 4. 裏付け資料として金種票を作成し、金庫有り高確認明細により出納員が確認している。	健康づくり 支援課
農林公園	【指摘31】 県と一体となって備品管理台帳の整理を進めていくこと	備品管理台帳は整備させているが、指定管理者へ管理委託をする前に、現品の存在、使用の可否、正常に機能するかの確認が十分に行われてこなかったのが、備品管理の問題点である。指定管理者は県に代わって備品についても適正な管理を行い、県は指定管理者の備品管理の状況をモニタリングし、管理状況の良否を判定していくわけであるが、その前提が成り立っていないことになる。 県と一体となって備品管理台帳の整理を進めていくことを求める。 なお、現在備品の確認作業を開始しているとのことである。	実地監査後の平成21年度から、県と指定管理者が一体となって備品管理台帳の整理を進め、平成23年3月に同台帳の整理を終えた。 今後、県は指定管理者の備品管理の状況をモニタリングし、管理状況の良否を確認していく。	農業政策課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
熊谷スポーツ文化公園	【指摘34】 備品の実地棚卸を行うこと	今後県との管理責任を明確にするためにも備品の実地棚卸を適時に実施し、帳簿との照合を行っていくべきである。その際、使用の可否、機能的陳腐化により今後の使用に耐えないようであれば、県の承認の下、適切な廃棄処理も必要である。 実地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実行性を高め少なくとも年に1回は実施することが望ましい。	熊谷スポーツ文化公園の備品は熊谷県土整備事務所が管理しているため、平成23年3月に熊谷県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
埼玉スタジアム2002公園	【指摘46】 備品の実地棚卸を定期的行うこと	今後県との管理責任を明確にするためにも備品の実地棚卸を定期的実施すべきである。その際には、実施可能性を考慮して、実地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実行性を高め、少なくとも年に1回は実施することが望ましい。	埼玉スタジアム2002公園の備品は大宮公園事務所が管理しているため、平成23年2月に大宮公園事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘47】 所沢市と免除条件を取り決めること	所沢航空発祥記念館では、所沢市からの申請により利用料金が減免される場合がある、この場合の申請できる条件が明確ではない。免除条件を県と所沢市で取り決める必要がある。また、上記申請における申請書に、申請理由を記載する欄を設け、申請理由を明確に記載しておく必要がある。	所沢航空記念公園の利用料金設定において、所沢航空発祥記念館の利用料金は、国又は地方公共団体が主催する事業の場合は無料若しくは半額している。 このため、指定管理者が、免除申請書に免除理由の記載欄を設け、申請案件ごとに審査し、決定することとした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘55】 備品の実地棚卸を行うこと	県との管理責任を明確にするために、備品の実地棚卸を適時に実施することが必要である。また、上述しているように、モニタリング調査において、備品棚卸に関して指摘されていない。制度の厳格な運用を期待したい。	所沢航空記念公園の備品は川越県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に川越県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。 また、モニタリング時に確認することとした。	公園スタジアム課

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項目	概要		
秩父公園	【指摘66】 備品の棚卸を行うこと	備品の实地棚卸がされていない、实地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	秩父公園の備品は秩父県土整備事務所が管理しているため、平成22年12月に秩父県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
吉見総合運動公園	【指摘67】 備品の棚卸を行うこと	備品の实地棚卸がされていない、实地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	吉見総合運動公園の備品は東松山県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に東松山県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
久喜菖蒲公園	【指摘68】 備品の棚卸を行うこと	備品の实地棚卸がされていない、实地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	久喜菖蒲公園の備品は杉戸県土整備事務所が管理しているため、平成22年11月に杉戸県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
狭山稲荷山公園	【指摘69】 狭山市に備品の定期的な棚卸を求めること	備品の定期的な棚卸がされていない。狭山市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	狭山稲荷山公園の備品は川越県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に川越県土整備事務所と指定管理者である狭山市で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
和光樹林公園	【指摘70】 和光市に備品の定期的な棚卸を求めること	備品の定期的な棚卸がされていない。和光市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	和光樹林公園の備品は朝霞県土整備事務所が管理しているため、平成22年11月に朝霞県土整備事務所と指定管理者である和光市で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項目	概 要		
権現堂公園	【指摘71】 久喜市（旧栗橋町）に備品の定期的な棚卸を求めること	久喜市（旧栗橋町）では、備品の定期的な棚卸がされていない。栗橋町に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	権現堂公園の備品は杉戸県土整備事務所が管理しているため、平成23年3月に杉戸県土整備事務所と指定管理者である久喜市（旧栗橋町）で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
いきいき埼玉	【指摘72】 応募資格の確認を要す	募集案内の応募資格には県内在住の満60歳以上とあるが、健康保険証や免許証などによる応募者の住所及び年齢確認がされていない。選考をする上で、受付時に応募資格を公的書類により確認することが必要と考える。	平成22年度以降、二年制課程、一年制課程専科コースについては、応募時に、運転免許証の写しなど資格要件を確認できるものを求めることとした。 一年制課程については、はがきで募集し抽選により入学者を決定していることから、要件を満たしていない場合は入学を取り消す旨を応募要領に明記し、入学手続きの際に確認できるものを求めることとした。	NPO活動推進課
農林公社	【指摘77】 備品棚卸を行うこと	備品棚卸は現状では行われていない。現在実施に向けて準備中とのことであるが、早急に行うべきである。	平成22年5月から備品の棚卸を実施し、今後も指定管理者に対するモニタリングの際に備品の確認を行う。	生産振興課